

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

奈良国民年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 3 月に A 市へ転居し、その約 1 年後の 47 年 4 月から、近所の方に誘われ、婦人会の集金で国民年金保険料の納付を開始した。保険料額や領収書等の記憶はないが、婦人会の集金で納付していた記憶は鮮明にあるので、未納とされている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、婦人会の集金によって国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の居住していた地域は、地元婦人会が、国民年金保険料の納付組織を対象とした優良民間地区組織として、昭和*年度に知事表彰を受けていることから、婦人会によって保険料の集金が行われていたことが確認できる。

また、申立人が保険料を納付していたと述べている婦人会の集金人は、「申立人の家には私が集金に出向いていた。申立人に限らず、不在であれば再度訪問し、必ず集金していた。未収のまま放置することや、保険料を立て替えることは間違いのもとであるから決してしなかった。」と証言しており、申立期間当時、申立人の夫は共済組合に加入し、家族の中で国民年金に加入していたのは申立人だけであることから、この集金人は、申立人の保険料を集金していたものとするのが自然である。

しかしながら、申立人は、昭和 51 年 4 月から、共済組合に加入しているところ、国民年金の被保険者資格の喪失手続をどのように行ったかの記憶がない上、A 市の被保険者名簿において、49 年 10 月に資格喪失した旨が記載されていることを勘案し、申立人が A 市へ転居後、婦人会の集金で保険料を納付したのは、47 年 4 月から 49 年 9 月までの期間とするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年3月まで

私は、昭和47年6月に国民年金に加入し、その時点で過年度納付が可能な期間について保険料を納付した。その後、市役所から、申立期間の納付書が送られてきたので、すぐに市役所に出向き保険料を納付したが、記録されていない。納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した際、過年度納付が可能な期間について、市役所窓口で保険料を納付し、その後、申立期間の納付書が送付されてきたため、すぐに市役所に出向き、当該期間の保険料を納付したと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月18日に払い出され、また、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿では、昭和45年度の保険料を47年6月14日に納付していることが確認できることから、申立人は、その主張のとおり、同年6月上旬に加入手続を行い、すぐに過年度保険料を納付したものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後各10人について、それぞれの保険料納付の状況を見ると、20人中13人が第1回特例納付により未納期間の保険料を納付していることが確認できることから、申立人についても、当該特例納付が実施されていた期間である昭和47年6月末日までに、強制加入被保険者であった申立期間の保険料を特例納付することが可能であったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を市役所で納付したとしているところ、当時、申立人の居住地の市役所では、過年度保険料を窓口で預かり、被

保険者に代わって納付する取扱いを行っていたことがうかがえ、事実、申立人が加入手続時に市役所窓口で納付したとする過年度保険料は納付済みの記録となっており、特例納付に係る保険料を市役所窓口で納付したとする申立人の主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月、47年4月から48年3月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年3月
② 昭和47年4月から48年3月まで
③ 昭和48年10月から同年12月まで

申立期間①について、私は、自治会役員の集金によって、国民年金保険料を納付していた。預り証（領収書）も保管しているので、当該期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②及び③については、未納期間が生じないように銀行や郵便局などの金融機関で保険料を納付していた。納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、自治会役員の集金によって国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人が居住していた地域では、申立人が所持している預り証及び領収書から、当時、納付組合によって国民年金保険料を集金していたことがうかがえる。

また、申立人が所持している国民年金保険料預り証は、（昭和）46年度3月分と記載されているものの、保険料を預かった日が昭和46年3月と記載されていること、申立人は46年度3月（47年3月）分の保険料を46年10月から47年2月までの保険料と一緒に46年9月11日に一括納付していること、及び申立人は47年2月にA市からB市に転居しており同年3月の時点にはA市に居住していないことから、当該預り証は、46年3月分の保険料を納付したものであるのが自然である。

申立期間②及び③について、申立人は、金融機関で当該期間の国民年金保険料を納付していたと述べており、申立人が所持する国民年金手帳には、昭

和 47 年度の国民年金印紙検認記録欄は空欄で、同年度の国民年金印紙検認台紙も切り離されずに残っていることから、申立人が申立期間②の国民年金保険料を現年度納付したものとは考え難い。

しかしながら、申立人は、国民年金に任意加入しているところ、申立期間②及び③の前後の期間について、申立人が所持している国民年金手帳の住所変更履歴を見ると、昭和 45 年 12 月から 50 年 7 月までの間、C 県から D 府 A 市、B 市、E 市の順に転居するに際して、住所変更手続を遅滞なく行っていることが確認できることから、申立人は、それぞれの転居先においても継続して国民年金保険料を納付する意思を有していたものと推認できる。

また、申立期間③に続く期間について、保険料の納付状況を見ると、現年度納付を行わなかった期間についても、過年度納付によって未納無く保険料を納付している上、オンライン記録によると、夫は同一事業所に継続して勤務し標準報酬月額も年々増加し、国民年金保険料の納付を妨げるような生活状況の変化は無かったものと考えられることから、申立期間②及び③が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間②及び③に近接する時期に、同一年度について現年度納付と過年度納付とが二重に記録されているなど、申立人の納付記録の管理に不自然な点が見受けられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

昭和 35 年 12 月ごろ、婦人会を通じて、母が私の国民年金の加入手続きをしてくれた。母は、農業に従事している者は、将来のために国民年金に加入し保険料を納付しておかなければならないと繰り返し言っており、保険料納付を怠っていたとは考えられない。母が納付してくれた期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替え手続きも適切に行っていることから、国民年金に対する意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間当時から申立人と同じ地域に住んでいる住民は、「地域のほとんどの者が農業に従事し、これらの者は国民年金に加入しており、隣組であった申立人宅にも国民年金制度の発足当初から婦人会の役員が保険料の集金に回っていた。」と証言している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は、強制加入資格で払い出された後、適用除外となったものの、再度、強制加入資格となっており、このことについて、社会保険事務所（当時）は、「申立人の場合、適用除外の条件に該当しないものを誤って適用除外としたため、再び強制加入に訂正したことが考えられる。」と述べており、当時、行政側の不適切な記録管理があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 44 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 44 年 2 月まで

私は、昭和 49 年 8 月ごろに、A 市役所において国民年金の加入手続をした。その時、対応された同市役所の年配の女性職員に「20 歳までさかのぼって納めましょう」と指導され、申立期間の保険料として、その場で 8,000 円ぐらいを納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 8 月 30 日に払い出されており、49 年 8 月ごろ、市役所で加入手続をしたとする申立人の主張と符合する。

また、この時期は第 2 回特例納付の実施期間であることから、申立人が当時の市役所職員の指導に従い、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする主張は自然であり、申立人が納付したと主張する保険料額も申立期間の保険料額とほぼ一致する。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付したものの本当に特例納付が必要だったのかと疑問に感じたことや、当時の同年代の知人等の話から自分だけ資格取得の時期や種別が違うことに疑問を持ったことなど、当時の保険料の納付状況等を具体的に記憶しており、申立人の主張に不自然な点はみられない。

加えて、申立期間は 9 か月と短期であるとともに、申立人は申立期間以外に未納は無く、付加保険料を納付するなど、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月29日から同年6月6日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、1か月間の記録が欠落しているとの回答を得た。

A社には、昭和28年3月に入社し（入社時はC社）、平成元年12月に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び従業員台帳により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年5月29日にA社D支店からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年2月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月3日から同年4月10日まで

年金請求をした際、A社に勤務していた時の記録が一部無かった。当時の給与明細書を確認すると、昭和50年2月にA社に入社し、同年2月及び同年3月の厚生年金保険料を同年5月の給与から控除されている。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が昭和50年2月3日から同事業所に勤務していたことが認められるとともに、申立人が所持する同年5月の給与明細書により、同年2月及び同年3月の厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金の納付記録を見ると、申立期間は未加入期間であることがわかった。自分の意思で国民年金の被保険者資格を喪失させた覚えは無く、保険料納付を続けていた。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入資格を喪失させること無く、申立期間も保険料納付を継続していたと述べているが、A町が保管している国民年金被保険者名簿には、昭和 60 年 4 月 2 日に任意加入被保険者資格を喪失した旨が記載されている上、これは、国民年金手帳記号番号払出簿にある資格得喪欄の記載及び申立人に係るオンライン記録とも一致しており、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

また、国民年金の第 3 号被保険者制度施行前の昭和 60 年 8 月 31 日現在の任意加入被保険者については、社会保険事務所（当時）は、61 年 1 月 31 日までに「国民年金任意加入被保険者現況届書」の提出を求めていたところ、申立人にはその記憶が無い上、オンライン記録から、任意加入被保険者資格が継続していた者の第 3 号被保険者への種別変更届出処理は同年 4 月 21 日に行われているのに対し、任意加入被保険者資格を喪失していた者の第 3 号被保険者への種別変更届出処理は同年 6 月 6 日に行われていることが確認でき、申立人の当該処理日についても同年 6 月 6 日であることが確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間について、国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していたものとするのが自然である。

さらに、申立人が国民年金に未加入であることを認識していた A 町及び社会保険事務所（当時）が、申立期間の納付書を発行し保険料を収納すること

は考え難く、申立人宅へ集金人が訪れていたとは推認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、国民年金の資格を取得した時点から、妻が国民年金保険料を納付していたはずであり、未納にした記憶はない。また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたので、片方だけ納付していたということは考えられない。証拠は何もないが、間違いなく申立期間の保険料を納付していたので、国民年金記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月に夫婦連番で払い出されており、この時点で、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、夫婦で異なる納付記録であるのはおかしいと主張しているが、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 12 月当時は、第 2 回特例納付の実施時期に当たり、申立人の妻については、45 年 4 月から 47 年 12 月までの期間を特例納付していることが、国民年金被保険者台帳から確認できるところ、特例納付は、無年金者の救済措置として設けられた制度であるため、当該払出し時点で 40 歳であった申立人の妻は、受給権確保の観点から、特例納付したものと考えられる。一方、申立人については、当該払出し以前に厚生年金保険被保険者期間が 140 か月あるため、申立期間の保険料を特例納付する必要は無いことから、当該払出し時点で納付が可能な昭和 48 年 4 月までさかのぼって過年度納付したものと推認できる。これらのことを踏まえると、申立期間について、夫婦で納付記録が異なっていることが必ずしも不自然とは考えにくい。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、国

民年金の加入手続及び保険料の納付についての具体的な記憶は無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、国民年金の資格を取得した時点から、保険料を納付してきたはずであり、未納にした記憶は無い。また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたので、片方だけ保険料を納付していたということは考えられない。証拠は何もないが、間違いなく申立期間の保険料を納付していたので、国民年金記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、この時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、当該払出し時点では、申立人は 40 歳であったため、納付可能な期間までさかのぼって過年度納付を行い、引き続き 60 歳まで国民年金保険料を納付したとしても、年金受給資格期間の 25 年に達することはできない状況であった。しかしながら、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 12 月当時は、第 2 回特例納付の実施時期に当たるため、申立人は、年金受給資格期間である 25 年を確保できる 45 年 10 月の年度当初に当たる同年 4 月までさかのぼって特例納付したものと推認することができ、申立期間については、特例納付する必要がなかったものと考えられる。ちなみに、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も当該期間は未納となっている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての具体的な記憶は無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月30日から30年11月1日まで
② 昭和30年11月2日から32年4月1日まで
③ 昭和32年10月14日から33年6月1日まで

私は、A社の重機部に在籍し、昭和28年11月1日から30年11月1日まではBダム、同年11月2日から32年7月2日まではCダム、同年10月14日から35年12月2日まではDダムの建設工事現場に勤務していた。継続して勤務していたにもかかわらず、いずれの現場でも記録が一部しか無いのはおかしい。同社重機部に在籍していたことを示す各種資料を所持しており、当時の勤務状況を証言してくれる同僚もいるので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

各ダム建設工事現場で一緒に勤務していた複数の同僚の証言、申立人が提出した運転免許証及びA社重機要員手帳等により、申立人が申立てのそれぞれの建設工事現場に、作業員として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①について、Bダム建設工事現場に勤務し、申立人と同郷の同僚は「当時、複数の現場作業員がA社に対して厚生年金保険からの脱退を要望したため、正社員では無い作業員は昭和29年7月30日で資格喪失となった。」と証言しており、当該証言を行った同僚を含む複数の同僚が同日に資格喪失していることが確認できる。

また、A社に照会をしたところ、申立期間②及び③について、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者整理名簿の申立人に係る資格取得日は、厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることから、当該事業所は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行ったものと考えられる。

さらに、A社の人事担当者は、申立人は上記整理名簿に重機要員として記載されているものの、同社の人事記録台帳及び社員名簿に申立人の氏名は確認できないことから、重機要員は本社採用の正社員とは厚生年金保険の加入等についての取扱いが異なっていたことが分かることを証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 30 日から 63 年 1 月 5 日まで

A社に勤務していた時の厚生年金保険加入記録が無い。前の事業所を退職してから、あまり日を置かずに入社しており、正社員として勤務していたと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に勤務していたときの状況等について詳細な記憶があり、その内容は同社の従業員の証言等と一致することから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社は、申立期間当時、入社して3か月から6か月ほどの期間を試用期間とし、その後、正社員として長期の勤務が見込める者を厚生年金保険に加入させていたとしている。

また、申立期間当時に同社に在籍した従業員に照会を行ったところ、複数の者から、入社後3か月ほどしてから正社員となり、厚生年金保険に加入した旨の回答が得られた上、そのうちの1人は、試用期間の長さは一律ではなかったとしている。

さらに、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 23 日から 43 年 2 月 16 日まで
私は、申立期間について、A 県 B 市にあった C 社に住み込みで勤務していた。勤務していた証拠の資料などを提出するので、調査して厚生年金保険の記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について C 社に勤務していたことは、申立人から提出された資料及び同僚の証言から確認できる。

しかしながら、C 社は D 社と社名変更した後の昭和 52 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が当時申立ての事業所に勤務していたことを証言した同僚にも、当該期間に係る厚生年金保険の記録は無い。

さらに、昭和 44 年 2 月から C 社の事務をしていた事業主の二男の妻は、「会社は最初は個人事業所であり、申立期間当時は社会保険に加入していなかったはずだ。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

私は、申立期間について、A社B事業所で勤務したにもかかわらず、この期間について、厚生年金保険の加入記録がないのは納得できない。記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同窓会名簿及び同僚の証言から、申立期間において、申立人がA社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社によると、申立期間当時、各事業所は、それぞれの企業又は国等で社会保険の適用事務を行っていたとしており、オンライン記録では、申立人が勤務していたA社B事業所は、社会保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、C国総領事館は、「領事館に勤めている職員も、6年前までは、健康保険、厚生年金保険に加入していなかった。申立期間当時の資料は残っていないが、A社B事業所の職員は、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。」と証言している。

さらに、申立期間において、申立人が一緒に勤務していたとする同僚3人についても、厚生年金保険の加入記録はなく、また、この同僚のうち1人は、「厚生年金保険に加入していなかった。」としている。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない上、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、知人の紹介により、昭和 44 年 7 月から 45 年 6 月まで A 市にあった B 社に、また、C 市に所在する D 社の社長と知り合いであったことから、46 年 10 月から 47 年 3 月まで同社に勤務していた。両社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る両事業所の具体的な所在地及び同僚等に関する記憶が無い上、雇用保険被保険者回答書によると、申立事業所に係る事業所情報記録及び申立人の被保険者記録は、いずれも確認できないことから、申立人の申立期間の勤務実態について、これを確認することができない。

また、申立人が勤務していたとする B 社及び D 社は、いずれも、事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、申立期間①に係る B 社と類似名称の事業所 (E 社) の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無く、また、申立期間②に係る D 社について、その存否を確認したが、申立期間に D 社という名称の事業者の存在は確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年ごろまで
会社が倒産し、最後に会社に行った時に、社長の奥さんから「保険に入っているから。」と聞いた。何の保険のことだったか確認はしなかったが、厚生年金保険に加入していたかもしれないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び事業主の妻の証言等から、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、経理などの事務を担当していた事業主の妻に照会したところ、「仕事をしてもらっていたのは確かだが、会社は倒産し、資料もないので、厚生年金保険の届出や保険料控除については分からない。また、保険に入っていると言ったことは憶えていない。」と述べており、事業主も既に死亡していることから、当時の状況を確認することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年 3 月に払い出され、申立期間は国民年金の被保険者となっており、当該期間は法定免除期間となっていることが確認できる。

さらに、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月ごろから 43 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 12 月ごろ、新聞の募集により入社したが、被保険者記録は、43 年 1 月 1 日からとなっている。当時、会社に問い合わせたら、厚生年金保険等については皆加入しているという話であった。給料から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の証言から判断すると、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所の登記簿謄本によると、法人設立日は、昭和 42 年 2 月 14 日であることが確認でき、事業所記号払出簿及び事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は、43 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の資格取得と同日の昭和 43 年 1 月 1 日に資格取得している同僚の被保険者記録によると、当該事業所が適用事業所となるまでに関連事業所と認められる被保険者記録は無い。

さらに、申立人が記憶する同僚にも申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。